

# 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

平成29年6月6日

平成29年度 高知市障害者計画等推進協議会

# 1 障害福祉計画とは

- 障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画で、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。
- この計画は、国が示す基本指針に則して策定することとされています。
- 計画期間は3年（第1期計画は平成18年度～平成20年度）

## ※障害者計画

障害者基本法に位置付けられた「障害者計画」は、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### (1) 障害児福祉計画

#### ●児童福祉法の一部を改正する法律【H30.4.1施行(H28.6.3一部施行)】

～児童福祉法一部抜粋～

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



福祉計画(H30～32) = 第5期障害福祉計画 + 第1期障害児福祉計画

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### (2) 見直しの主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 就労定着に向けた支援
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### ① 地域における生活の維持及び継続の推進

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること、また基幹相談支援センターの設置促進する。

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

### ③ 就労定着に向けた支援

平成30年度から事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

### ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児福祉計画の作成を義務付けられることを踏まえ、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行う。

### ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を行う。

### ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置(県及び指定都市)や、身近な場所で支援が受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等を行う。

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### (3) 基本理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域社会の共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### (4) 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行(継続)

② ~~入院中の精神障害者の地域生活への移行~~

↓(項目の見直し)

#### 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

③ 福祉施設から一般就労への移行(拡充)→就労定着に関する新目標

④ 障害者の地域生活の支援等の整備(継続)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等(新規)

・平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上

・平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制構築

・主に重心児を支援する児童発達及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上

・平成30年度までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場

## 2 第5期障害福祉計画の概要

### (5) サービス等の見込量(活動指標)

現に利用している者の数, 障害者等のニーズ等を踏まえ, 設定

#### ① 障害者総合支援法

各訪問系サービス, 日中活動系サービス, 居住系サービス

#### ② 相談支援

計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援

#### ③ 児童福祉法

児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援



# 3 策定に向けた今後のスケジュール

## 【高知市実施調査】

- 障がい等のある人の支援に関する調査(回答期限 5/15)
  - ・身体障害者手帳所持者 1,850人(内65歳以上250人)
  - ・療育手帳所持者 650人(18歳以上の方を対象に無作為抽出) 合計 2,500人
- 障がい等のある子どもの支援に関する調査(回答期限 5/31)
  - 乳幼児 352人 義務教育 1,061人 15歳以上 250人 合計 1,663人

## 【高知市実施意見交換会】

- 障害児関連 ...ひまわり園通園者の保護者(3/24実施), 重症心身障害児の保護者(7月実施予定)
- 精神障害関連...家族との意見交換(3/29実施), 当事者との意見交換(4/26実施), 支援者との意見交換(6/1実施)

## 【高知県実施アンケート調査】

施設利用者, 難病患者, 特別支援学校, 障害児通所利用者 等 (予定)

9月～11月 見込み量等について高知県への報告及びヒアリング

12月 高知市障害者計画等推進協議会にて素案報告